

通学費補助金のご案内

町田市立小・中学校へ通学する際、遠距離のため公共交通機関を利用している児童・生徒の保護者の方に、予算の範囲内で通学定期代金の一部を補助する制度です。所得による制限はありません。

詳細は入学後、学校・保護者間連絡システム(tetoru(テトル))でお知らせいたします。

1. 対象となる方 (以下の(1)～(6)すべてに該当する方)

- (1) 町田市立小・中学校に在籍していること。
- (2) 通学距離が、おおむね小学校で1.5km以上、中学校で2.0km以上あること。
- (3) 指定校もしくは教育委員会が定めた特認校に通学していること。
※就学指定校変更制度・通学区域緩和制度利用者は対象外です。
※学校統合・建替え等の影響により通学費の支給対象になる場合、該当者に別途通知いたします。
- (4) 公共の交通機関での通学を学校長が認めていること。
- (5) 定期券を購入していること。(神奈中バスの金額式IC定期券および小田急バスのIC全線定期券も対象です。ICカードのデポジットは支給対象外です。)
- (6) 購入した通学定期券の有効期間及び金額を確認するための資料(定期券内容控等)を添付すること。

2. 支給金額

○支給金額：通学定期券の3分の2の額

3. 申請方法

申請方法等の詳細は入学後お知らせでご確認ください。まちだ子育てサイトでもご確認いただけます。

4. まちだ子育てサイトのご紹介・本制度の問い合わせ先



就学援助費・就学奨励費の制度についてはこちらからご覧いただけます。



通学費補助金の制度についてはこちらからご覧いただけます。

※現在掲載している内容は、2025年度の内容です。2026年度の内容は4月1日以降に更新いたします。

【制度についての問い合わせ先】

町田市森野2丁目2番22号 町田市役所10階 町田市教育委員会学務課 就学援助・通学費補助金担当
 TEL: 042-724-2176 FAX: 050-3161-7996